

別添 8

定期建物賃貸借契約についての説明（借地借家法第38条第3項関係）

令和8年 月 日

定期建物賃貸借契約についての説明

貸主 (甲) 住 所
氏 名

印

下記建物について定期建物賃貸借契約を締結するに当たり、借地借家法第 38 条第 3 項に基づき、次のとおり説明します。

下記建物の賃貸借契約は、更新がなく、期間の満了により賃貸借は終了しますので、期間の満了の日の翌日を始期とする新たな賃貸借契約（再契約）を締結する場合を除き、期間の満了の日までに、下記建物を明け渡さなければなりません。

記

1 建物

財産名	所在地	貸付箇所	貸付面積
山形県立産業技術短期大学校	山形市松栄二丁目2番1号	イ 本部棟1階学生玄関ホール	1.7 m ² (自動販売機設置台数1台)
		ロ 学生会館1階食堂	1.7 m ² (自動販売機設置台数1台)
		ハ 実験研究棟1階学生ホール	1.7 m ² (自動販売機設置台数1台)
		ニ 実験研究棟3階北側ホール	1.7 m ² (自動販売機設置台数1台)
山形県高度技術研究開発センター	山形市松栄二丁目2番1号	ホ 土木エンジニアリング科 教室棟学生ホール	1.7 m ² (自動販売機設置台数1台)
山形職業能力開発専門校	山形市松栄二丁目2番1号	ヘ 山形職業能力開発専門校 校舎棟1階玄関ホール	1.7 m ² (自動販売機設置台数1台)

2 契約期間

始期	令和 8 年 10 月 1 日から	5 年間
終期	令和 13 年 9 月 30 日まで	

上記のとおり、借地借家法第 38 条第 3 項に基づく説明を受けました。

令和 8 年 月 日

借主（乙） 住所

氏名

※この書面は、2 通作成し、各自その 1 通を保有する。